

「学校教育情報化推進計画」の骨子案（概要）

はじめに

⇒ 学校教育情報化の推進に関して、今後の施策の方向性やロードマップを示すものであるとともに、法律で努力義務となっている各自治体が策定する計画の参考となるもの。

第1部 我が国における学校教育の情報化の方向性（総論）

⇒ 社会が不透明で変化の激しい時代にあつて、これからの子供たちに必要な資質能力を伸ばすために、GIGA スクール構想を実質化することが不可欠

1. 学校教育情報化の現状と課題

⇒ GIGA スクール構想により急速に環境が改善する一方で、ICT 環境の高度化や ICT 活用の推進などの現状と課題（児童生徒、教職員、環境、組織）について記載

- (1) 児童生徒の資質・能力
- (2) 教職員の指導力
- (3) ICT 教育の環境
- (4) 学校の働き方改革と組織・体制

2. 学校教育の情報化に関する基本的な方針

⇒ 現状・課題や文科省・デジタル庁の各種計画を踏まえ、4つの基本方針（児童生徒、教職員、環境、組織）を規定

- (1) ICT を活用した児童生徒の資質・能力の育成
- (2) 教職員の ICT 活用力の向上と人材の確保
- (3) ICT を活用するための環境の整備
- (4) ICT 推進体制の整備と校務の改善

3. 学校教育の情報化に関する目標

⇒ 全国学力・学習状況調査質問紙調査項目、情報活用能力調査、国立教育政策研究所調査等の成果を活用

4. 基本的な方針を実現するために特に留意すべき視点

⇒ 計画期間も記載（5年とし、3年を目途に見直し）

⇒ 国/地方自治体/学校の役割分担と連携等について記載

第2部 計画的に講ずべき施策（各論）

1. 基本的な方向性を実現するための施策

⇒ 4つの基本方針（児童生徒、教職員、環境、組織）を各論の柱建てとして、個別の施策

を整理

(1) ICT を活用した児童生徒の資質・能力の育成

- ICT の効果的な利活用の推進
- 情報モラル
- 健康面への配慮
- プログラミング教育
- いじめ、自殺、不登校等の対応の充実
- 障害のある児童生徒の教育環境の整備（第 12 条関係）
- 相当の期間学校を欠席する児童生徒に対する教育の機会の確保（第 13 条関係）
- 日本語指導が必要な児童生徒の教育の充実

(2) 教職員の ICT 活用力の向上と人材の確保

- 学校の教職員の資質の向上（第 14 条関係）
- 人材の確保等（第 18 条関係）
- ICT 支援員など専門人材による支援

(3) ICT を活用するための環境の整備

- 学校における情報通信技術の活用のための環境の整備（第 15 条関係）
- 教育データの利活用、教育 DX の推進
- 教科書に係る制度の見直し（第 11 条関係）
- デジタル教材等の開発及び普及の推進、教科書に係る制度の見直し（第 10 条、第 11 条関係）
- 個人情報保護等（第 17 条関係）
- 著作権への理解

(4) ICT 推進体制の整備と校務の改善

- 学習の継続的な支援等のための体制の整備（第 16 条関係）
- 情報化による校務効率化

2. 施策の遂行に当たって特に留意すべき視点

⇒ 各施策に共通して留意すべき重要事項を規定

- 調査研究等の推進（第 19 条関係）
- 国民の理解と関心の増進（第 20 条関係）
- 地域、大学や民間事業者等との連携